平成 24 年６月29 日

各　位

会　社　名　五洋インテックス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　大脇 功嗣
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７５１９）
問 合 せ 先
役職・氏名　取締役総務経理部長　小林光博
電　　話　0568-76-1050

第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債および第１回新株予約権発行の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成24年５月28日開催の取締役会において決議された、第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）および第三者割当による第１回新株予約権（「以下、「本新株予約権」という。」）発行の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

１．本新株予約権付社債の発行概要

①	発　行　期　日	平成 24 年６月 29 日
②	新株予約権の総数	20 個
③	社債および新株予約権の発行価額	各社債の発行価額：5,000,000 円 （額面 100 円につき金 100 円） 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
④	当該発行による潜在株式数	1,785,700 株
⑤	資金調達の額	100,000,000 円（差引手取概算額：91,000,000 円）
⑥	転　換　価　額	56 円
⑦	行　使　期　間	平成 24 年６月 30 日から平成 26 年６月 29 日
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、ドリーム５号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記の各号については、平成 24 年６月 28 日開催予定の当社定時株主総会において本新株予約権付社債に関する議案が承認されること及び金融商品取引法に基づく効力発生を条件とします。	

（注）本新株予約権付社債の特徴

・繰上償還条項

本新株予約権付社債の発行後、平成26年6月29日まで（当日を含む。）のいずれかの５連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が転換価額の50％を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者はその選択により、当社に対して事前通知を当該５連続取引日の最終日の翌取引日から５取引日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで50取引日以上の期間を定めて、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。

２．本新株予約権の発行概要

①	発　行　期　日	平成 24 年６月 29 日
②	新株予約権の総数	50 個（１個当たりの目的株式数 64,520 株）
③	発　行　価　額	総額 1,850,000 円（新株予約権１個当たり 37,000 円）
④	当該発行による潜在株式数	3,226,000 株
⑤	資金調達の額	201,862,000 円（差引手取概算額：187,768,900 円） （内訳）新株予約権発行分：　1,850,000 円 新株予約権行使分：200,012,000 円
⑥	行　使　価　額	62 円
⑦	行　使　期　間	平成 24 年６月 30 日から平成 26 年６月 29 日
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、ドリーム５号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記の各号については、平成 24 年６月 28 日開催予定の当社定時株主総会において本新株予約権に関する議案が承認されること及び金融商品取引法に基づく効力発生を条件とします。	

（注）本新株予約権の特徴

（１）行使価額及び対象株式数が固定されている。

発行当初から行使価額は62円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から3,226,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

（２）取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から３ヶ月を経過した日以降いつでも、大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日（大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の130％を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

（３）譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以上